

「かわまちづくり」の成果と今後の取組

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課長 小島 優

1. はじめに

かつての川は、人流・物流の中心であるとともに、生業や家事、こどもの遊び場として使われるなど人々の暮らしに密接に関係していた。

その後、洪水のおそれから、川とまちの間に堤防が築かれるなど川と離れたまちづくりが進められるとともに、水難事故の危険性や水質の悪化に伴い川を訪れる人が少なくなるなど、川とまちや人々との関係は、しだいに希薄なものとなってしまった。しかし、地域の歴史や文化は、古くから存在する水辺とともに育まれたものであり、川をその地域特有の資源と捉え積極的に活用することで、その地域ならではの魅力や価値観を生み出す可能性がある。

また地方公共団体、民間事業者、市民団体などからも、川を活かしたまちづくり、川でのレジャーや体験活動などを求める気運が高まっている。例えば、全国の水辺に関心が高い市民や民間事業者等を中心に、水辺活用を推進する「ミズベリング」の取組も進んでおり、行政以外にも水辺活用の取組が広がってきたところである。

そうしたことを背景として、国土交通省では、非常時に備えた治水事業だけでなく、平常時の河川の利活用も念頭に、地域の「顔」や「誇り」となる河川空間の形成を目指し、地方公共団体や民間事業者などと連携して、「かわまちづくり」や「河川空間のオープン化（規制緩和）」に取り組んでいるところである。本取組を国の施策として行うことで、河川空間を生かした賑わい創出の支援や他の模範となる先進的な取組の紹介等を通じて、全国における河川空間を生かした賑わい創出及び効率的な河川管理の展開を目指している。

本稿では、「かわまちづくり」の成果と今後の取組について紹介する。

2. かわまちづくり支援制度

「かわまちづくり」は、水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者、地域住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組であり、官民が連携し「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施し、河川空間の質を向上させることを推進している。

「かわまちづくり」を進める推進主体（①市町村、②市町村及び民間事業者、③市町村を構成員に含む法人格のない協議会、④民間事業者のいずれか）は河川管理者などと共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局等を経由して、国土交通省水管理・国土保全局にかわまちづくり支援制度への登録申請を行う。

河川管理者は、登録された「かわまちづくり計画」に基づき、必要なソフト施策やハード施策を行う。

次章では、「かわまちづくり」の実施状況について紹介する。

3. 「かわまちづくり」実施状況

(1) 「かわまちづくり」の実施状況

平成21年度かわまちづくり支援制度の創設以降、「かわまちづくり計画」は毎年10から20件程度が新規登録され、現在264か所（令和6年3月時点）に至っている。

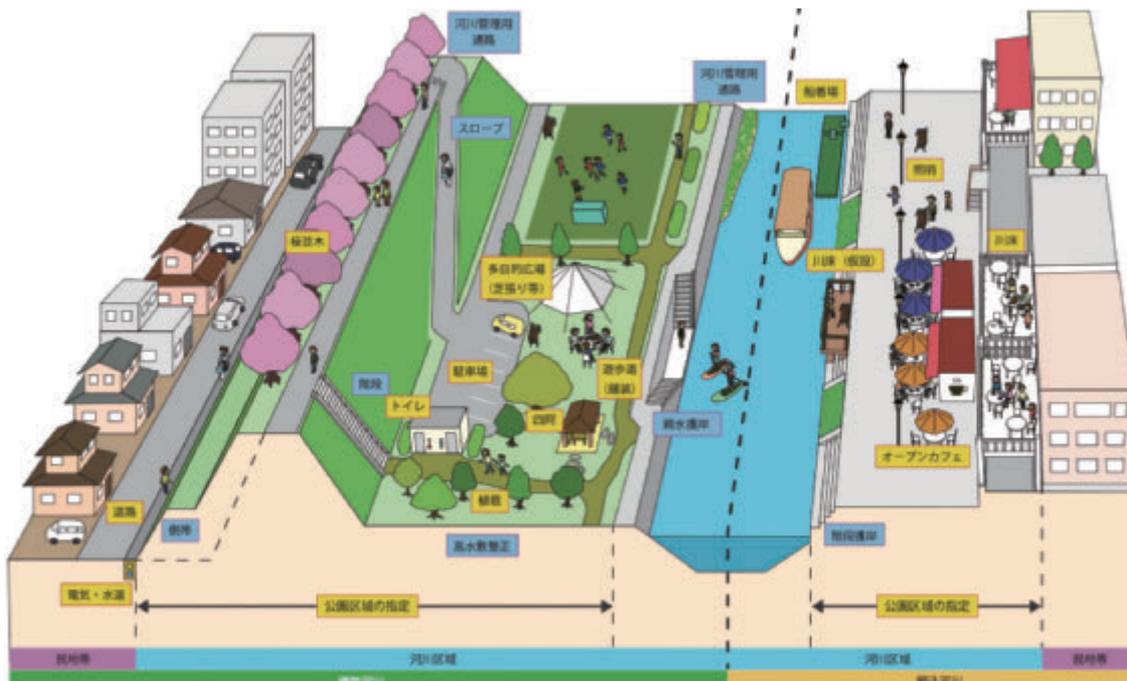


図1 かわまちづくり支援制度

整備後の箇所では、民間事業者による水辺のオープンカフェ、SUPやカヌーなど水上アクティビティの拠点としての活用や、かわとまちが一体となった地域拠点としての活用など、様々な取組が進められている。

現在登録している「かわまちづくり計画」においては、「市町村」が推進主体となる場合が多く見られる。その内、対象エリアが河川を挟んで2つの市町村にまたがっている計画や、舟運やサイクリングなど河川の上下流域の移動・交流を見込んだ広域連携の計画では、複数の市町村が共同で推進主体となる場合もある。

また、近年、民間事業者が主体的に「かわまちづくり」に関わる事例も多く見られる。例えば、全国で進められている「かわまちづくり」の中から、他の模範となる先進的な取組を国土交通大臣が表彰する「かわまち大賞」を受賞した「北十間川かわまちづくり」や「大阪市かわまちづくり」では、推進主体として「河川空間のオープン化」により河川区域を占有する民間事業者(株式会社)が名を連ねている。それ以外にも、まちづくり会社や観光協会など第三セクターが運営に関わっている事例もある。そのような状況を踏まえ、令和5年度から「民間事業者」が単独で推進主体となることができるよう制度を見直した。

登録された「かわまちづくり計画」について、地域的な分布、都市規模、河川形状の観点から整理した。

まず、地域的な分布を見ると全国45都道府県で実施されており、地域的な偏在は見られない。

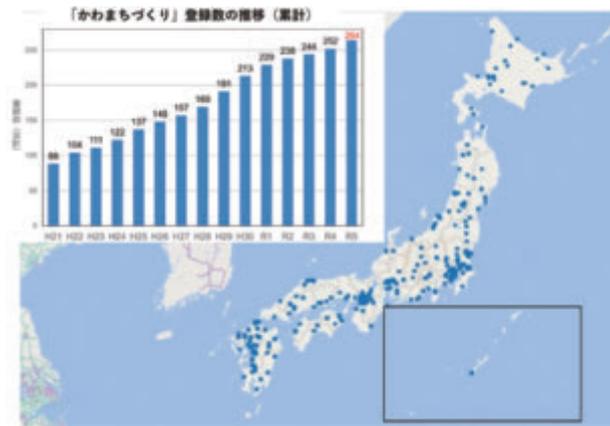


図2 「かわまちづくり」実施箇所分布図

次に、都市規模別の実施状況を見ると、東京都23区や政令指定都市のような大都市から、町村まで都市規模に依存せず実施されている。



図3 都市規模別の「かわまちづくり」実施数

また、河川形状について、河川管理区分ごとの実施状況を見ると国管理区間が7割と高く、堤防で川とまちが分断されているなか、河川敷へのアクセスを可能とする坂路や階段が望まれているような堤防河川において多く実施されている傾向がみられる。



※一つのかわまちづくり箇所でも、国管理区間と県管理区間にまたがっている場合がある

図4 河川管理区分ごとの「かわまちづくり」実施数



旭川かわまちづくり (岡山県)

図5 「かわまちづくり」の例 (堤防河川)

国土交通省が運営する「かわまちづくり」ウェブサイトでは、地図やリストから選択することで、全国のかわまちづくりを確認することができる。

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyô/main/kankyô/machizukuri/index.html>

以下では、「かわまちづくり」の実施目的や実施効果を確認するため、「かわまちづくり」を実施している河川管理者(国・都道府県)や地方公共団体に対し、アンケート調査(令和5年9月、回答数235か所)を行った結果について紹介する。

(2)実施目的

「かわまちづくり」を通し、「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで、地域の活性化や地域ブランドの向上などの実現につながる。そこで、市町村がどのような目的をもって「かわまちづくり」に取り組んでいるか確認した。

市町村は、地域住民と共有する将来目標や施策を示す総合計画を作成している。そこで、「かわまちづくり」を実施している市町村に対し、「かわまちづくり計画」を総合計画等へ位置づけているか確認したところ、約4割の市町村が総合計画等に位置づけていた。更に、都道府県の総合計画等まで含めると約6割が位置づけているなど、多くの市町村において、計画的に「かわまちづくり」に取り組んでいることがわかった。

| 河川管理者 | ①市町村の総合計画等 | ②都道府県の総合計画等 | ③市町村又は都道府県の総合計画等 ¹⁾ |
|--------------------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| 国 (162か所) | 81か所 (50.0%) | 24か所 (14.8%) | 96か所 (59.2%) |
| 国及び都道府県 ²⁾ (9か所) | 8か所 (88.9%) | 4か所(44.4%) | 9か所 (100%) |
| 都道府県 ³⁾ (64か所) | 20か所 (31.3%) | 23か所 (35.9%) | 38か所 (59.4%) |
| 合計 (235か所) | 109か所 (46.3%) | 51か所 (21.7%) | 143か所 (60.9%) |

- *1 一つの箇所が市町村の総合計画等と都道府県の総合計画等の両方に位置付けられている場合があるため、③は①と②の合計と一致しない。
- *2 かわまちづくり実施箇所は、河川管理者が異なる区間をまたいで実施されている場合がある。
- *3 一部の区間は政令指定都市の長が管理

表1 市町村が作成する総合計画等への位置付け

次に、「かわまちづくり」に取り組んだ理由について確認したところ、一番多かったのは「河川空間の有効活用」であり、2番目に多かったのは「まちづくりの一環」であった。

これら結果から、多くの市町村では河川空間を活用したまちづくりを目的に、計画的に「かわまちづくり」に取り組んでいることが感じられる。

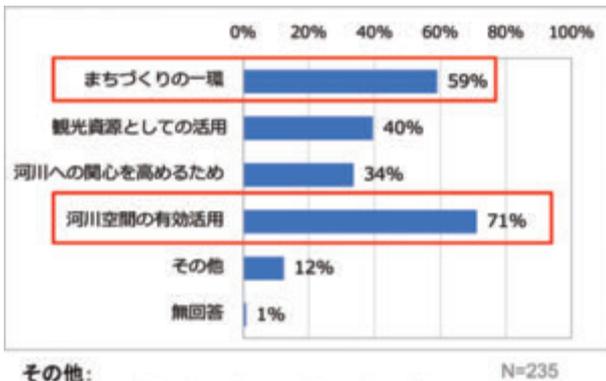
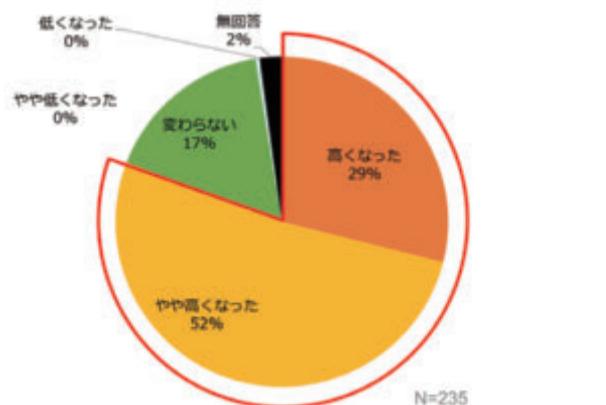


図6 市町村等が「かわまちづくり」に取り組んだ理由

(3)実施効果

「かわまちづくり」を実施したことによる効果について、河川管理者に対し行ったアンケート調査結果を整理した。



※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

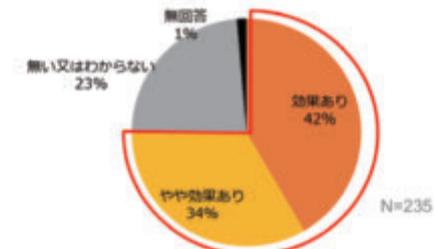
図7 河川への関心の高まり

河川への関心の高まりについて、8割以上が河川に対する関心が「高くなった」又は「やや高くなった」と回答した。

賑わい創出効果について、7割以上が、「効果あり」又は「やや効果あり」と回答した。

「効果が無い」又は「わからない」の多くは、整備中の箇所であり、整備が完了した箇所の内、「効果が無い」と回答したのは1箇所のみであった。

「かわまちづくり」の効果の有無



「効果が無い又はわからない」と回答した箇所のうち、整備が完了している箇所(12か所)への聴き取り結果
 ・11か所:「わからない」理由:・事業完了後はフォローアップをしていないため
 ・整備後年数が経過しており、整備前後を比較したデータがないため
 ・等理由:・かわまちづくり事業と一体となって整備した公園の利用者の増加がみられないため。
 ・1か所:「無い」理由:・かわまちづくり事業と一体となって整備した公園の利用者の増加がみられないため。

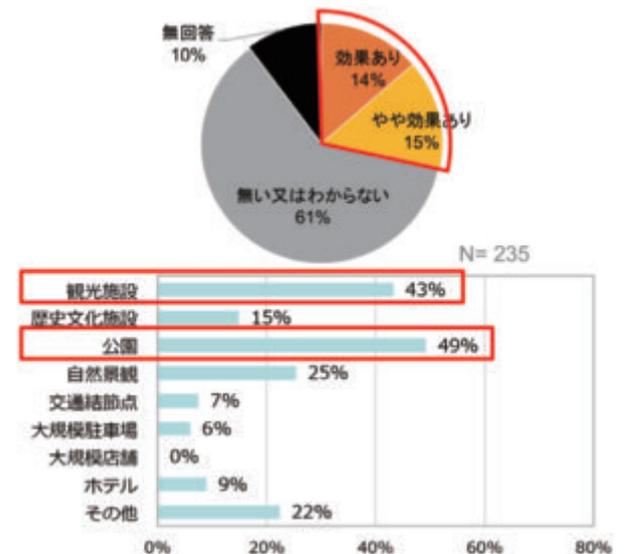
※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

図8 賑わい創出効果

(4)他の施設等との相乗効果

また、河川管理者に、他の施設等との相乗効果を確認したところ、約3割の箇所です「効果があった」と回答し、相乗効果をもたらした要因として、公園、観光施設等が多く挙げられている。

他の施設との相乗効果の有無(上)と効果をもたらした要因の施設(下)



※アンケート対象には、工事着手前や施工中、占用開始前の箇所も含まれる。

図9 他の施設等との相乗効果

以上の結果から、「かわまちづくり」を実施することで河川への関心の高まりや、賑わい効果、そして他の施設との相乗効果などが確認された。

4. 令和6年度からの新たな取組

河川空間を生かした賑わい創出に向け、現場ニーズなどに応えられるよう、令和6年度から以下のように制度の見直しなどを行っている。

(1) 安全な河川利用に向けた取組

河川での水難事故は毎年多発しており、河川の安全教育の普及とそのため空間の整備が急務となっている。

特に、こどもにとって安全な水辺整備を促進することで「こどもまんなかまちづくり」に取り組むため、令和6年度から新規登録する「かわまちづくり計画」においては、安全な河川利用に向けた取組を位置付けることとした。

具体的には、以下のような取組を想定している。

- ・河川利用者の安全確保に向けて、以下のいずれかの者が、運営組織のメンバーに参画し、安全面での指導及び安全確保を行う体制を確保している。

例1：水辺の体験活動に関する指導者（川に学ぶ体験活動協議会（RAC）川の指導者認定者 等）

例2：急流河川の救助者として認定を受けた者（RESC UE3国際認定者 等）

例3：水難救助に関する資格を有する者（日本赤十字社水上安全法救助員資格 等）

- ・川の水深が深く植生が繁茂して見通しが悪いなど、水辺の体験活動を想定していない箇所に隣接する通路では、水際への立ち入り、転落等を防止するための措置を講じる 等



図10 水辺の体験活動に関する指導者講習の例

(2) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組

これまで、賑わいあるまちづくりに資する河川管理施設を整備する「水辺整備」と、自然環境の保全・復元に資する区域を整備する「自然再生」は、それぞれ実施されてきた。



図11 自然観察を行うことが可能な河川空間の例

令和6年度から新規登録する「かわまちづくり計画」においては、地域が水辺整備を実施する場合に、自然再生にも一体的に取り組むことができることとした。

一例を挙げれば、稀少な動植物の生息の場となっている湧水ワンドの減少が課題となっているような地域の親水護岸の整備に当たっては、湧水ワンドの保全・創出を図るとともに、身近に河川の自然観察を行える空間として利用促進を図るような取組が可能となる。

(3) 河川空間におけるサイクリング環境整備の基本的考え方(案)の公表

河川空間をサイクリングコースとして活用することで観光振興や地域活性化につなげている事例が全国で増えており、今後、益々の発展が見込まれている。一方、河川空間を活用したサイクリングの取組を推進する際に、参考となる考え方や情報などが整理されていなかったことから、安全確保やまちづくりとの連携などに必要な機能等の情報が不足している。

そこで、国土交通省では「かわまちインフラデザイン研究会」（座長：屋井鉄雄東京工業大学特命教授、名誉教授）において、河川空間のサイクリング利用の利便性等を向上させる整備や運用について検討を進めてきた。その成果として、「河川空間におけるサイクリング環境整備の基本的考え方(案)」が、かわまちインフラデザイン研究会から公表された（令和6年6月）。

今後は、河川管理者などが「河川空間におけるサイクリング環境整備の基本的考え方(案)」を参考として、ターゲットの明確化や利便施設等の整備を行うことにより、まちづくりと連携したサイクリング環境の充実が図られることが期待される。

5. 今後の展開

「かわまちづくり」などの河川空間を活用する取組は各地で拡がりを見せている。

「かわまちづくり」を行うに当たっては、何を整備するのかはもちろん重要だが、整備されたものをどのように活用するかということがより重要である。企画構想の段階から、社会実験などを通じて利活用のニーズを把握し、関係者が整備後の具体的な利活用や維持管理を想定し、適切な数値目標を掲げた上で計画を策定すること、整備完了後も関係者間のつながりを維持し、関係者一体となって利活用を推進していくことが大切であると考えている。

国土交通省では、引き続き、河川空間を生かした賑わい創出に向け、現場ニーズなどに応えられるよう、適宜制度の見直しなど行っていくとともに、今後取り組む可能性のある地方公共団体にとって申請しやすい施策となるよう申請書類や手続き等の見直しなど行っていく。

また、国土交通省では「かわよろず」という相談窓口を設置し、かわまちづくり支援制度をはじめ、河川空間の利活用等の幅広い相談を承っているため、お気軽にご相談ください。

「かわよろず」の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/kawayorozu.html>